

新潟県人権施策推進懇談会開催要綱

令和2年8月18日施行

令和3年3月23日改正

(目的)

第1条 新潟県人権教育・啓発推進基本指針（以下「基本指針」という。）に基づく施策の実施状況及び基本指針の見直し等について、各人権分野の有識者から意見及び提言を求めるため、新潟県人権施策推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、基本指針に基づく施策の実施状況及び基本指針の見直し等について、意見及び提言を行う。

(組織)

第3条 懇談会は、知事が依頼する委員をもって組織する。

(招集)

第4条 懇談会は、知事が招集する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(座長)

第6条 懇談会に座長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の者に対する意見の聴取等)

第7条 懇談会は、必要があるときは、委員以外の者に対して、意見の聴取、資料の提出等を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、福祉保健部福祉保健総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月23日から施行する。ただし、第8の改正規定は令和3年4月1日から施行する。
- 2 新潟県人権教育・啓発推進基本指針の見直しに係る懇談会開催要綱（平成30年7月24日制定）は、廃止する。